

令和4年度

財政援助団体監査及び公の
施設の指定管理者監査報告書

社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会
清瀬市障害者福祉センター
福祉・子ども部福祉総務課
福祉・子ども部障害福祉課

清瀬市監査委員

令和4年度財政援助団体監査及び
公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の期間

令和4年12月20日から令和5年2月28日まで

第3 監査の対象

所管課	財政援助団体及び公の施設の指定管理者
福祉総務課 障害福祉課	社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会 (指定管理施設名：清瀬市障害者福祉センター)

第4 監査の範囲

令和3年度に交付した補助金及び公の施設の管理に係る出納その他事務の執行

第5 監査の基準

清瀬市監査基準（令和4年4月1日施行）に準拠

第6 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、補助金及び公の施設の管理に係る出納その他事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類と照合その他必要と認める方法により実施した。

第7 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会の概要

1 設立

昭和46年6月10日

2 目的

社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会は、清瀬市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

3 事務所の所在地

清瀬市下清戸一丁目212番地の4

4 市との関係

(1) 補助金の交付

市は、清瀬市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例、同施行規則及び清瀬市福祉サービス総合支援事業補助要綱に基づき、令和3年度に社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会へ下記の補助金を交付している。

ア 社会福祉協議会運営助成事業	64,492,000円
イ 福祉サービス総合支援事業	2,751,000円
ウ 成年後見活用あんしん生活創造事業	13,034,000円

(2) 公の施設の指定管理者

市は、清瀬市障害者福祉センター条例に基づき、社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会を清瀬市障害者福祉センター管理運営業務の公の施設の指定管理者と指定している。

ア 施設の名称及び所在地

清瀬市障害者福祉センター 上清戸一丁目16番62号

イ 指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）

ウ 指定管理料（決算額）

令和3年度 105,000,000円

第8 監査の結果

監査の結果、第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金及び公の施設の管理に係る出納その他事務の執行はおおむね適正に執行されているものと認められた。